

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）
委員 上野 道 雄
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和5年11月20日 04時55分ごろ
発生場所	富山県氷見市藪田漁港（泊地区）北東方沖 大境港東防波堤灯台から真方位082° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯36°55.4′ 東経137°03.1′）
事故の概要	漁船第三灘浦丸は、定置網に係留作業中、乗組員が揚網機に巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和5年11月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三灘浦丸、19トン TY2-1595（漁船登録番号）、個人所有 21.38m（Lr）×5.77m×1.69m、FRP ディーゼル機関、540kW（動力漁船登録票による）、平成16年7月12日
乗組員等に関する情報	船長 34歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成25年9月27日 免許証交付日 令和5年11月2日 （令和10年11月1日まで有効） 操業指示者 42歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年6月14日 免許証交付日 令和元年8月8日 （令和7年6月12日まで有効） 乗組員A 50歳
死傷者等	死亡 1人（乗組員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日出時刻：06時35分ごろ 常用薄明開始時刻：06時07分ごろ

事故の経過

本船は、船長、操業指示者（以下「船頭」という。）、乗組員Aほか2人の乗組員（以下「乗組員B」及び「乗組員C」という。）が乗り組み、藪田漁港（泊地区）北東方沖に設置した定置網（以下「本件定置網」という。）から漁獲物を取り込む目的で、令和5年11月20日04時30分ごろ伝馬船1隻と共に同漁港を出航し、04時50分ごろ本件定置網付近に到着した。

本船は、作業灯を点灯し、船頭が左舷側前部甲板、船長が操舵室、乗組員Aが右舷側前部甲板、乗組員Bが左舷側後部甲板、乗組員Cが右舷側後部甲板の配置につき、主機を中立運転として本件定置網上に行きあしで進入した。（図1、写真1参照）



図1 乗組員配置図



写真1 本船を本件定置網に係留する状況（イメージ）

乗組員Aは、本船を本件定置網に係留しようと、本件定置網に繋がれた直径約24mmの化学繊維製の係船用ロープを手繰り、本船の前部甲板中央部に設置された揚網機（以下「本件揚網機」という。）で巻き取ろうとした。

船頭は、揚網に備えて左舷船首方を向き本件定置網に繋がれた揚網用ロープを手繰っていたところ、乗組員Aの「痛い」と言う声を聞いて振り返った際、04時55分ごろ乗組員Aが本件揚網機の船首側に立ち、右手が本件揚網機の船首側から本件揚網機のゴムローラーに挟まれ、更に右腕から上半身が巻き込まれるのを見た。（写真2参照）



写真2 乗組員Aの右手が本件揚網機のゴムローラーに挟まれた時の状況（再現）

船頭は、すぐに本件揚網機の右舷側にある操作レバーのところに行って本件揚網機を止め、ゴムローラーに挟まれた乗組員Aを本件揚網機の船尾側甲板の上に引き出した後、乗組員Aの反応がなかったので、所属する漁業組合に連絡して救急車を要請するよう依頼し、本船は05時20分ごろ藪田漁港（泊地区）に帰航した。

乗組員Aは、来援した救急車で病院に搬送された後、医師により死亡が確認され、短時間の外傷性ショックと検案された。

（付図1 事故発生場所概略図、写真5 本船 参照）

その他の事項

本件揚網機は、直径約60cm、高さ約67cmの円筒形ゴムローラー2個で網やロープを挟んで巻き取るもので、本件揚網機の右舷側に設置された操作レバーを倒す方向及び角度により、回転方向及び回転速度の切替えができ、本事故当時、船首側から巻き取る方向に回転していた状態であった。（写真3参照）



写真3 本件揚網機（船首側から撮影）

本件揚網機の取扱説明書には、作業時の注意事項として、次のとおり記載されている。

- ・揚網機に網を掛けるときは、ヒモ等を利用して揚網機の後方（出口側）から引く様にして下さい。前方（入口側）から押し込むようなことは、絶対にしないで下さい。巻き込まれる恐れがあります。
- ・揚網中に揚網機の前（網の進入側）では決して作業をしないで下さい。巻き込まれ事故の恐れがあります。前方での作業が必要な場合は、油圧源を切って下さい。
- ・回転中、タイヤの間に手や体を絶対に入れないで下さい。巻き込まれて大ケガをします。

乗組員Aは、定置網漁の操業経験が約19年間あり、本船には令和5年5月ごろから乗船していた。

乗組員Aは、ふだん本件定置網への係留作業を別の乗組員（以下「作業員」という。）と2人で行っていたが、本事故当日、作業員が体調不良で乗船していなかったため、係留作業を1人で行っていた。

船頭は、以前にも5人で出航したことがあり、乗組員Aが1人で本件定置網への係留作業をすることに不安を感じていなかった。

作業員は、ふだん本件定置網の係船用ロープを本件揚網機で巻き取る際、本件揚網機の右舷船首側に立ち、左手で操作レバーを握ったまま、本件揚網機を船首側から巻き取る方向にゆっくり回転させ、右舷側前部甲板の乗組員Aから受け取った係船用ロープの途中部分を折り曲げて輪にしてゴムローラーにあて、船首側から徐々に噛み込ませていた。（写真4参照）

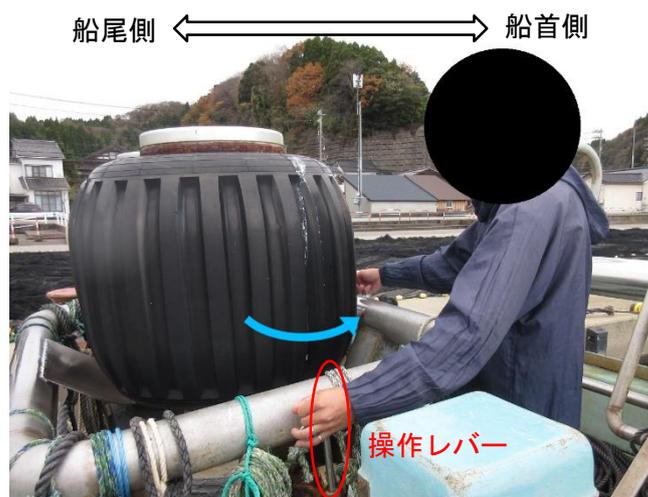


写真4 作業員のふだんの本件揚網機操作姿勢

船頭は、本事故当時、甲板上で身体のバランスを崩すような船体動揺を感じていなかったため、乗組員Aが本件揚網機を船首側から巻き

	<p>取る方向に回転させた後、本件揚網機の船首側に移動し、右手に持った係船用ロープをゴムローラーの船首側から噛み込ませようとした際に右手が巻き込まれたのだろうと本事故後に思った。</p> <p>本船の乗組員は、本事故当時、それぞれの配置で作業を行っていて、乗組員Aが本件揚網機の船首側で作業していたところを見た者はいなかった。</p> <p>乗組員Aは、本事故当時、体調不良を訴えておらず、ふだんと変わった様子はなく、ヘルメット、カッパの上下、ベスト型の固型式救命胴衣、ゴム手袋、長靴を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 乗組員Aの死因は、短時間の外傷性ショックであった。 本船は、本件定置網に係留作業中、乗組員Aが、本件揚網機の船首側に移動し、船首側から巻き取る方向に回転させた本件揚網機のゴムローラーに、船首側から右手に持った係船用ロープを噛み込ませようとして右手を挟まれたことから、右腕から上半身を巻き込まれて死亡したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、本件定置網に係留作業中、乗組員Aが、本件揚網機の船首側に移動し、船首側から巻き取る方向に回転させた本件揚網機のゴムローラーに、船首側から右手に持った係船用ロープを噛み込ませようとして右手を挟まれたため、右腕から上半身を巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	船舶所有者（漁業組合）は、本事故後、同種事故等の再発防止策として、乗組員に対し、揚網機の前方で作業をしないことなど、揚網機を使用する際の注意事項を改めて指導した。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・揚網機を使用する者は、取扱説明書に記載されている注意事項を厳守して作業を行うこと。 ・操業指示者は、ふだんと異なる体制で操業する場合、出航前に乗組員と共に作業手順及び注意事項を再確認すること。

付図1 事故発生場所概略図

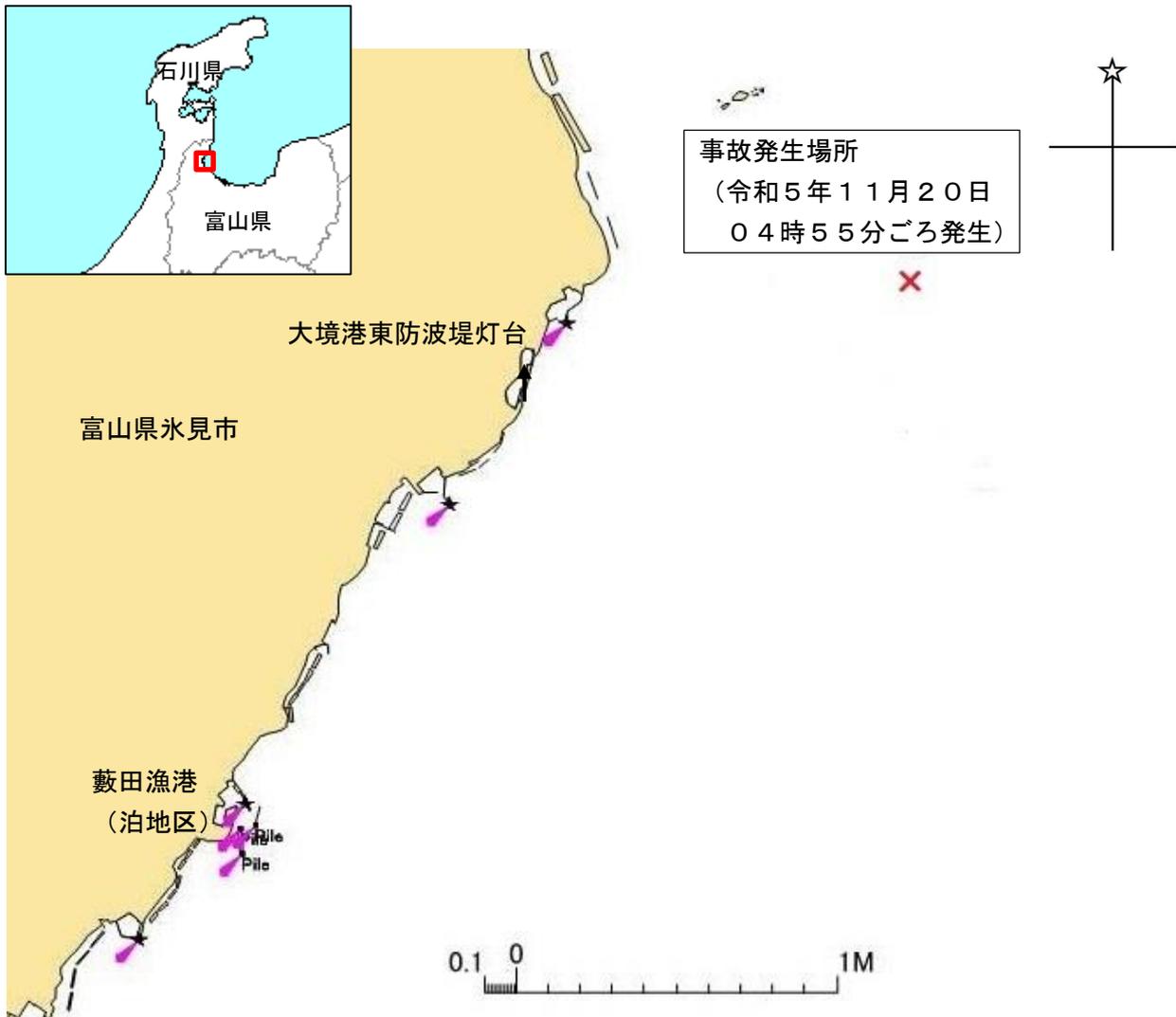


写真5 本船

